

社会福祉法人 敬人会 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬人会（以下「敬人会」という。）の理事長が敬人会の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 第1条における業務とは定款第17条及び24条の業務をいうものとする

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、年額1,200万円までを限度として支給する。

但し理事長が施設長等を兼務する場合は、施設長給与相当額について理事長報酬は支給しないものとする。

2 支給する報酬額は別に定める理事長報酬算定調書による。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については敬人会就業規則の例による。この場合の「給料」とあらるのは「報酬」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会及び評議員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

平成30年11月18日 改正